

高等学校通信制課程の学習指導に関する考え方について（新規）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、高等学校通信制課程の学習指導における留意事項を補足しましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡

令和3年1月14日

各都道府県教育委員会高等学校事務担当課
各指定都市教育委員会高等学校事務担当課
各都道府県私立高等学校事務担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた高等学校通信制課程の学習指導における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

これまで、新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導については、令和2年5月18日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について」（以下「5月18日付け事務連絡」という。）等を通じて、留意すべき事項をお伝えしたところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われたことを踏まえ、高等学校通信制課程の学習指導について、5月18日付け事務連絡に加え、下記のとおり留意事項を補足しましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、通信制課程を置く所管の高等学校に対し、各都道府県私立高等学校事務担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、通信制課程を置く所轄の高等学校に対し、周知いただくようお願いします。

記

高等学校通信制課程においても、全日制・定時制課程と同様に、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、面接指導等を含めた学校教育活動を継続し、生徒の学習の機会を保障する取組を講じることが重要であること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域において面接指導等を実施する高等学校通信制課程においては、設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、感染状況に応じて、例えば分散登校の導入などの検討も行い、警戒度をより高めること。

感染症対策として分散登校を行う際には、進学や就職を控えた最終学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、最終学年の生徒が優先的に面接指導を受けることができるよう配慮すること。この場合に、最終学年以外の生徒については、年度当初予定していた内容について年度内に指導が終えられるよう努めても、なお指導を終えることが難しい場合には、次年度以降に移して教育課程を編成することも考えられること。

高等学校学習指導要領において、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合であって、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合において、特例的に面接指導等の時間数の一部（10分の8以内）を免除することが認められていることを踏まえ、ICT等を活用した教育活動を行い、その減免制度を活用することも考えられること。

また、合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画している場合においては、面接指導実施地域や生徒居住地域等での感染状況、集中スクーリングの実施内容、個々の生徒の状況等に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど感染症への警戒を強化するとともに、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（寮や寄宿舎における感染症対策等）に準じて、改めて感染症対策を確認・徹底すること。

なお、面接指導等を実施する施設については、地域の感染状況等を踏まえ、学則に記載される実施校、協力校及び面接指導等実施施設（実施校及び協力校以外で面接指導又は試験を行う施設をいう。）で面接指導を行うことが困難な場合には、緊急的かつ一時的に他の施設を用いて行うことも可能であること。株式会社が設置する学校についても、令和3年1月14日付け「株式会社立通信制高等学校の面接指導等の実施に関する新型コロナウイルス感染症対策下における取扱いについて」（内閣府地方創生推進事務局通知）のとおり、一定の場合には、認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用することにより面接指導等を行うことができることを踏まえ、上記と同様の対応を行うことが可能であること。これらの対応に際して、各学校においては、当該学校の設置者や所轄庁に、その旨の情報共有を図って行うこととすること。

<本件連絡先>

初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付 企画係
TEL：03-5253-4111（内3705）